

○警察職員の職務執行に関連する物的損害見舞金支給要綱の制定について（例規通達）

平成23年 7 月 5 日

佐本監発第146号

佐賀県警察職員が職務執行の際に被った物的損害の報償については、「佐賀県警察職員の職務執行に伴う物的損害の報償に関する訓令（昭和44年佐賀県警察本部訓令第23号）」及び「佐賀県警察職員の職務執行に伴う物的損害の報償に関する訓令の制定について（通達）（昭和44年12月22日付け佐警本例規（監、会）第34号）」により運用しているところであるが、このたび、当該制度を見直し、別添「警察職員の職務執行に関連する物的損害見舞金支給要綱」を制定し、平成23年 7 月 5 日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって旧例規通達は廃止する。

記

1 制定の趣旨

これまで運用していた「佐賀県警察職員の職務執行に伴う物的損害の報償に関する訓令」等に基づく報償金支給制度については、警察職員のみを支給対象としており、また、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和29年佐賀県条例第51号)」等に基づく災害給付金支給制度については、警察職員の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）が被った物的損害は支給対象とされていない。

そこで、本要綱を制定し、警察職員だけでなく、協力援助者が物的損害を被った場合についても、見舞金を支給することにより、県民の警察職務に対する一層の協力を確保しようとするものである。

2 運用上の留意事項

(1) 見舞金の性格

本制度に基づく見舞金の支給は、警察職員の職務執行に関連して、警察職員又は協力援助者が被った物的損害に対し、その私有物品の経済的価値のすべてについて補償するものではなく、新たな物品購入や修理に要する経済的負担の軽減に資するため、見舞金として支給するものであることに留意すること。

(2) 対象行為の該当性

見舞金支給の対象行為は、要綱2に定めるとおりであるが、当該対象行為に係る事件事故等の現場に赴く途中において、単に私有物品を遺失したような場合等には、見舞金

支給の対象とはならないことに留意すること。

(3) 速やかな上申

所属長は、本要綱に定める支給要件に該当する事案を認知したときは、所定の手続により速やかに警察本部長あてに上申すること。

特に、協力援助者に対しては、本人から物的損害の有無を確認するなどして遺漏無きを期すること。

(4) 正確な損害事実の把握

上申に当たっては、支給対象者以外の者から、物的損害に係る現認状況を確認するなど、損害事実の正確な把握に努めること。

(5) 原状回復可能な場合の取扱い

見舞金の支給については、滅失、毀損又は亡失した私有物品を対象とするが、修理を伴わず、洗濯等により原状回復が可能な場合は、原則として支給の対象外とすることから、協力援助者との無用なトラブル等が発生しないように本制度に関して十分な事前説明を行うこと。

別添

警察職員の職務執行に関連する物的損害見舞金支給要綱

1 趣旨

この要綱は、佐賀県警察職員（以下「職員」という。）が職務執行に当たり物的損害を被った場合又は職員以外の者で職員の職務に協力援助したもの（以下「協力援助者」という。）が物的損害を被った場合における当該物的損害に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

2 支給対象行為

見舞金の支給対象となる職員の職務及び協力援助者の協力援助の範囲は、次のとおりとする。

(1) 職務の範囲

- ア 犯罪の制止又は犯人を逮捕する行為
- イ 護送、連行及び同行の際の抵抗又は逃走を制止する行為
- ウ 職務質問時の不審者の逃走又は暴行を制止する行為
- エ 保護対象者の自傷・他害行為を制止する行為
- オ 災害警備、雑踏警備又は治安警備に従事中の行為
- カ 人命救助に従事中の行為

キ 交通指導取締り、交通整理又は交通事故処理に従事中の行為

ク その他警察本部長（以下「本部長」という。）が上記に準ずると認める行為

(2) 協力援助の範囲

ア 職員からの要請に応じ、これに協力援助した場合

イ 警察官がいない犯罪の現場で、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たった場合

ウ 水難、山岳遭難、交通事故その他の変事の際に、人命の救助に当たった場合

エ その他本部長が上記に準ずると認める場合

3 支給要件

見舞金は、職員又は協力援助者（以下「職員等」という。）が上記2に定める職務又は協力援助を行った際、本人が着用、使用又は携帯していた私有物品（他人から借受け、又は依頼を受けて保管中の物品を含む。）を、滅失、毀損又は亡失した場合に支給するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 職員等に故意又は重大な過失があるとき。

(2) 損害に係る私有物品が、車両、現金又は有価証券であるとき。

4 見舞金の額

(1) 見舞金の額は、私有物品の損害時の経済的価値（以下「時価」という。）又は修理に要する実費の範囲内で算定し、1件の限度額は原則として3万円とする。ただし、修理をした場合、その物品の時価より高額であるときは、時価の範囲内で算定するものとする。

(2) 私有物品の時価は、物品の耐用年数を基礎として、減価償却によるものとする。ただし、耐用年数を超えて使用した物品については、取得価格に10分の1の割合を乗じて得た額を時価とみなすこととする。

$$\text{時価} = \text{取得価格} - (\text{取得価格} \times \text{使用年数} / \text{耐用年数})$$

なお、上記により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、また、時価が1,000円未満であるときは、見舞金を支給しないものとする。

(3) 私有物品の耐用年数は、別表のとおりとする。ただし、同表に掲げる物品以外の物品にあっては、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の規定を準用するものとする。

なお、使用年数に1年未満の端数月がある場合は、1年に繰り上げるものとする。

(4) 物品の取得価格を明らかにできない場合は、当該物品又は同等品の市場価格を参考

として、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）が、取得価格と見なす額を定めるものとする。

- (5) 私有物品の損害を被った職員等が、相手方等から、その損害について賠償又は補償を受けることができるときは、上記により算定した額から相当額を減じて見舞金を支給できるものとし、また、本要綱に基づき見舞金の支給を受けた職員等が、その後、相手方等から、当該損害について賠償又は補償を受けたときは、当該職員等に対して、支給した見舞金から相当額の返還を求めることができるものとする。

5 上申の手続

所属長は、職員等が上記3に定める損害を被ったときは、物的損害見舞金支給上申書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、監察課長を経由して本部長に上申するものとする。

- (1) 損害の発生その他関連する事実を証明できる者の現認報告書又は所属長の事実確認報告書（様式第2号）
- (2) 損害賠償等結果報告書（様式第3号）
- (3) 物的損害見舞金請求書（様式第4号）
- (4) 物品の取得価格を明らかにする書類（購入時の領収書）
- (5) 物品の修理を要する場合は、その費用を明らかにする書類（見積書）
- (6) その他見舞金支給上参考となる書類

6 審査委員会

- (1) 物的損害見舞金支給の適正を図るため、警察本部内に物的損害見舞金支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、所属長から上申された案件について、見舞金支給の要否及び見舞金額を審査し、その結果を本部長に報告するものとする。
- (3) 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- ア 委員長は、警務部長をもって充てる。
- イ 委員は、警務部首席監察官、警務課長、会計課長及び監察課長をもって充てる。
- (4) 委員会の庶務は、警務部監察課において処理するものとする。

7 見舞金の決定

本部長は、委員会の報告に基づいて見舞金支給の要否及び見舞金額を決定し、物的損害見舞金支給決定通知書（様式第5号）により所属長に通知するものとする。この場合、本部長が特に必要と認めるときは、委員会が決定した金額と異なる見舞金額とすることができるものとする。

なお、決定通知書を受け取った所属長は、速やかにその内容を当該職員等に通知しなければならない。

8 見舞金の支給方法

見舞金は、原則として物的損害見舞金請求書（様式第4号）により、職員又は協力援助者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支給する。

別表

物品名	耐用年数
腕時計	10年
眼鏡	8年
携帯電話	6年
衣類	3年
靴	2年
コンタクトレンズ	2年

様式第1号

第 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

所属長 印

物的損害見舞金支給上申書

損害を被った者	住 所 ふりがな 氏 名 年 月 日生(歳) ☐ 男 ☐ 女	
	☐ 警 察 職 員(階級 係名) ☐ 協力援助者(職業 勤務先)	
	(協力援助を受けた警察職員) 所属・課(係)・階級 氏名 年 月 日生(歳)	
損害発生の日時	年 月 日 午前・後 時 分 ころ	
損害発生の場所		
損 害 物 品	物 品 名	
	取得年月日	年 月 日
	取 得 価 格	円
	損 害 内 容	☐ 補修不可能 ☐ 補修可能(費用 円)

事 案 の 概 要	
損害賠償等結果 報告書の添付	☐ あり ☐ なし
参 考 事 項	

審査委員会の審査結果	決 定
※ 支給の要否 ☐ 支 給 ☐ 不支給	※ 決 定 番 号 第 号
※ 支 給 額 円	※ 決定年月日 年 月 日
※ 備 考	※ 支 給 額 金 円

(注意事項)

- 1 損害物品欄の記載については、本人の申告のみによらず、領収書、証明書のほか、販売業者に対する照会等により正確を期すこと。
- 2 該当する☐にレ印を付すこと。該当がない事項(欄)については、記載を要しない。
- 3 ※印欄は、警務部監察課において記入する。

様式第2号

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

(現認者)
所属・課(係)
階級
氏名

印

現認(事実確認)報告書

次のとおり現認(事実確認)しましたので報告します。

損害を被った者	☐ 警察職員 ☐ 協力援助者
	所属(又は住所)
	ふりがな 氏名
損害発生の日時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
損害発生の場所	
損害発生の現認(確認)状況	

(注意事項)

損害の発生を現認した警察職員がいない場合は、所属長が損害発生時の状況を確認し、事実確認書を作成すること。

様式第3号

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

(被上申者)
所属・課(係)
階級
氏名 印

損害賠償等結果報告書

損害物品に係る第三者等からの損害賠償等の結果について、次のとおり報告します。

損害発生の日時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
損害発生場所	
損害物品名	
損害賠償義務者等 (加害者等)	住所 氏名 生年月日 年 月 日 職業 電話番号
損害に対する補償の有無	1 ☐ 補償有り (1) 補償額 (2) 補償を受けた日 (3) 補償した者 住所 生年月日 年 月 日 氏名 職業
	2 ☐ 補償無し (理由)

(注意事項)

- 補償の有無について□にレ印を付すとともに、必要事項を記載すること。
なお、損害に対する補償を受ける見込みがあるときは、「補償あり」にチェックをし、補償額等についても必ず記載すること。
- 被上申者が警察職員以外の者である場合は、「所属・課(係)・階級」欄には住所を記載すること。

様式第4号

物的損害見舞金請求書

年 月 日

収 支 等 命 令 者 殿

(受給者)

住所	〒
氏名	印

私の物的損害に対する給付金を下記の私の口座に振り込まれるよう依頼します。

記

(振込先)

金融機関名												
店 舗 名												
口座の種類	普通預金											
口座名義人												
金融機関コード	店舗コード		口座番号									

注意

- 1 振込みは、本人名義の口座に限ります。金融機関に届けられているとおりに記載してください。
- 2 口座の種類は、普通口座(総合口座を含む。)に限ります。
- 3 この依頼書を提出された後、見舞金が振り込まれるまでは口座番号等の変更及び解約は行わないでください。
- 4 金融機関コード及び店舗コードは、記入しないでください。
- 5 口座番号の記入は、右詰とし左端に空欄ができた場合は、「0」と記入してください。

様式第5号

佐本監発第 号
年 月 日

(所属長名) 殿

佐賀県警察本部長

物的損害見舞金支給決定通知書

年 月 日付け で上申のあった物的損害見舞金の支給については、
下記のとおり決定したから通知する。

記

決 定 内 容	☐ 支給する ☐ 支給しない
決 定 理 由	
被 上 申 者 (支給対象者)	☐ 警察職員 ☐ 協力援助者 所属(又は住所) 氏名
支給金額	円
決 定 年 月 日	
備 考	

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号